

令和3年由仁町議会第3回定例会 第1号

令和3年9月13日（月）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
 - 1、会務報告
 - 2、例月出納検査報告
 - 3、令和2年度由仁町健全化判断比率の報告
 - 4、令和2年度由仁町資金不足比率の報告
 - 5、令和2年度由仁町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告
- 4 行政報告
- 5 一般質問
- 6 認定第 1号 令和2年度由仁町各会計歳入歳出決算の認定について
- 7 認定第 2号 令和2年度由仁町水道事業会計決算の認定について
- 8 議案第 1号 由仁町企業立地促進条例の制定について
- 9 議案第 2号 由仁町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 10 議案第 3号 由仁町税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 11 議案第 4号 由仁町過疎地域持続的発展市町村計画の策定について
- 12 議案第 5号 令和3年度由仁町一般会計補正予算について
- 13 議案第 6号 令和3年度由仁町国民健康保険事業特別会計補正予算について
- 14 議案第 7号 令和3年度由仁町農業集落排水事業特別会計補正予算について
- 15 議案第 8号 令和3年度由仁町介護保険事業特別会計補正予算について
- 16 議案第 9号 令和3年度由仁町水道事業会計補正予算について
- 17 議案第10号 令和3年度国民健康保険由仁町立診療所特別会計補正予算について
- 18 議案第11号 令和3年度由仁町介護老人保健施設事業特別会計補正予算について
- 19 議案第12号 道央廃棄物処理組合の共同処理する事務及び規約の一部変更について
- 20 議案第13号 教育委員会委員の任命について
- 21 意見書案
第1号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について
- 22 意見書案
第2号 日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書の提出について
- 23 意見書案
第3号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書の提出について
- 24 意見書案 コロナ禍における農畜産物の消費拡大対策強化及び高温・干ばつに

第4号 よる農作物被害対策を求める意見書の提出について
25 議会運営委員会の閉会中の審査について

○出席議員（10名）

議長	10番	熊 林 和 男 君	副議長	9番	後 藤 篤 人 君
	1番	大 畠 敏 弘 君		2番	羽 賀 直 文 君
	3番	早 坂 寿 博 君		4番	加 藤 重 夫 君
	5番	浮 田 孝 雄 君		6番	佐 藤 英 司 君
	7番	平 中 利 昌 君		8番	大 竹 登 君

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町		長	松	村	諭	君
副	町	長	田	中	利	行
教	育	長	田	中	宣	行
代	表	監	吉	田	弘	幸
總	務	課	野	島		健
地	域	活	菊	地	和	夫
住	民	課	中	島		哲
産	業	振	納	口	浩	昭
保	健	福	中	道	康	彦
建	設	水	岩	花		司
会	計	管	山	影	寿	幸
町	立	診	安	達		智
教	育	課	泉		陵	平
農	業	委	川	原	田	直
員	会	事				人
務	務	局				君
長						君

○出席事務局職員

局		長	河	合	高	弘	君
主		査	濱	道	義	繼	君
主		事	清	水	香	葉	子
							君

◎開会 午前 9時35分

◎開会の宣告

○議長（熊林和男君） ただいまの出席議員は全員出席です。

よって、令和3年由仁町議会第3回定例会は成立いたしましたので、開会をいたします。

◎開議の宣告

○議長（熊林和男君） これから会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（熊林和男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、5番 浮田君、6番 佐藤君を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（熊林和男君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

会期につきましては、議会運営委員会で審議されておりますので、議会運営委員長から報告願います。

議会運営委員長

○3番（早坂寿博君） 今定例会の会期について、委員会の審議結果を報告します。

本委員会につきましては、三役会議の協議を踏まえ、9月8日に開催し、議会運営等について協議を行ったところであります。

内容については、今定例会の付議事件等として、報告事項として諸般の報告及び行政報告、町長提出案件として条例の制定案1件、条例の一部改正案2件、過疎地域持続的発展市町村計画案1件、令和3年度各会計補正予算案7件、組合規約の変更案1件、人事案1件、令和2年度決算認定議案2件の計15件であります。議会提出案件として意見書案4件、議会運営委員会の閉会中の審査の申出1件、計5件であります。

続いて、議事運営の取扱いにつきましては、議案第1号から13号については単独上程とします。認定第1号、第2号は一括上程とし、これについては決算審査特別委員会を設置の上、当委員会へ付託し、休会中の審査といたします。一般質問については、本日1日目13日に行います。

本会議及び議事の日程は、1日目13日は日程第1から日程第19まで、2日目17日は残りの日程とし、付議事件全般について審議した結果、今定例会の会期については9月13日から17日までの5日間とすることで意見の一致を見たところです。

以上、議会運営委員会の報告といたします。

○議長（熊林和男君） 委員長に対し質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) お諮りいたします。

本定例会の会期は、ただいまの委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から9月17日までの5日間とすることに決定をいたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長(熊林和男君) 日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、1の会務報告をいたします。会務報告は、お手元に配付したとおりです。御覧おき願います。

次に、2の例月出納検査報告をいたします。監査委員から令和3年度6月分、7月分の由仁町各会計例月出納検査結果の報告がありましたので、お手元に配付したとおりです。御覧おきいただきたいと思ひます。

次に、3の令和2年度由仁町健全化判断比率の報告をいたします。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、令和2年度由仁町健全化判断比率の報告書の提出がありましたので、お手元に配付したとおりです。御覧おきいただきたいと思ひます。

次に、4の令和2年度由仁町資金不足比率の報告をいたします。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき、令和2年度由仁町資金不足比率の報告書の提出がありましたので、お手元に配付したとおりです。御覧おきいただきたいと思ひます。

次に、5の令和2年度由仁町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告をいたします。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づき、令和2年度由仁町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告書の提出がありましたので、お手元に配付したとおりです。御覧おき願ひます。

以上で日程第3、諸般の報告を終わります。

◎日程第4 行政報告

○議長(熊林和男君) 日程第4、行政報告を行います。

町長から一般行政報告があります。

町長

○町長(松村 諭君) 令和3年第2回定例会以降の行政事務につきましてご報告をいたします。

第1点目は、ふるさと寄附金の受付状況についてであります。今年度の寄附金は、受付

ベースで9月1日現在2,703件、3,931万円となっており、昨年の同時期と比べますと件数では74件、金額では898万円と、いずれも減少しております。減少の要因といたしましては、昨年度はコロナ禍における巣籠もり需要の傾向から春先に主力返礼品でありますお米の申込みのうち定期コースの高額寄附が多く寄せられたところではありますが、今年度はその傾向が薄まったことが要因として考えられます。しかしながら、注目度の高いオートミールに関しましては、件数と金額で昨年を上回っている状況であります。今後も引き続き由仁町を積極的にPRして、品質の良い魅力ある返礼品の確保と寄附金の増加に向けた取組を強化してまいります。

第2点目は、新型コロナウイルスワクチンの接種状況についてであります。まず、65歳以上の高齢者に対するワクチン接種につきましては、8月1日に集団接種を終了したところではありますが、その後の個別接種などを含め、これまで2,029人、93.8%の方が第1回目の接種を、1,995人、92.3%の方が2回目の接種を終えたところがあります。次に、高齢者以外の方についてであります。60歳から64歳までの方や基礎疾患を有する方、町独自の対策として学校教職員やこども園などの保育士、観光関連業や飲食店従業員などを対象に優先接種を進めたところであり、既に2回目の接種を終了しているところがあります。そのほか、60歳未満の方に対しては、7月に実施した意向調査の結果を踏まえ、8月18日から集団接種を開始したところであり、既に1回目の接種を終え、今月18日には2回目の接種を終了する予定としているところがあります。また、16歳未満の児童生徒につきましては、本日までに82人が接種しており、まだ12歳の誕生日を迎えていない児童を除き、77.4%の児童生徒が1回目の接種を終えたところがあります。今日現在の高齢者や児童生徒を含めた対象者全体に対する接種状況につきましては、1回目の接種終了者は4,032人、87.4%、2回目の接種終了者は3,331人、72.2%となっております。先ほど申し上げましたとおり、今月18日をもって集団接種を終了し、希望する方に対しましてはほぼ接種を完了するということとなりますが、これまで接種を希望していなかった方が今後において接種を希望するということがありますので、町内医療機関で接種できる体制を継続してまいります。

第3点目は、主な農作物の生育状況についてであります。今年は、融雪が平年より10日早まり、農作物の移植、定植作業は順調に進みました。水稻につきましては、7月下旬から8月上旬にかけての高温多照により生育が進み、農林水産省が公表しました8月15日現在の作況は北海道でやや良と見込まれており、畑作物につきましては干ばつの影響などでほ場間で差のある作物がありますが、ほぼおおむね順調に進んでいるところがあります。空知農業改良普及センター空知南東部支所による9月1日現在の農作物の生育状況調査によりますと、水稻につきましては生育は平年より7日早く進み、穂数、稲穂の数であります。穂数は平年よりやや多い状況となっております。また、由仁町米麦改良協会が8月23日に行いました稔実調査では、作付品種などにより若干の差はありますが、総もみ数は平年を7%上回る1平方メートル当たり3万3,212粒、不稔割合は平年を3%下回る6%、稔実もみ数は平年を10%上回る見込みとなっております。秋まき小麦につきましては、生育は順調に進み、収穫作業は平年より早く終了しております。そらち南農

業協同組合によりますと、製品単収は平年をやや上回る8.9俵となり、品質につきましては全量1等となる見込みであります。春まき小麦につきましては、製品単収は平年並みの6.3俵、品質につきましては全量1等となる見込みであります。バレイショにつきましては、干ばつの影響で生育期の玉肥大、玉が大きくなるということですが、玉肥大が進まなかったことから、食用、種バレイショともに玉の数が少なく、小玉傾向となっており、総収量は平年を大きく下回る見込みであります。なお、共選は食用バレイショで7月30日から始まっており、種バレイショは9月15日から開始される予定となっております。てん菜につきましては、干ばつの影響で草丈、葉数、葉っぱの数ですが、葉数は平年をやや下回るものの、根周、根の大きさですが、根周は平年をやや上回っており、生育も順調に進んでおります。大豆につきましては、草丈、着莢、さやのつき方ですが、着莢はほぼ平年並みですが、子実の肥大がやや遅れているほ場が見られ、ほ場間の差が大きくなっております。タマネギにつきましては、7月下旬からごくわせ品種の収穫作業が始まり、生育はほ場間の差が非常に大きく、7月の高温、干ばつの影響で球肥大が不十分なほ場も見られ、球は平年よりやや小さく、収穫量は平年をやや下回る見込みとなっております。水稻の収穫作業は、例年より早く始まっており、今最盛期を迎えております。豊作基調ではあるものの、今後の米価の推移が懸念される場所がありますが、今後とも好天が続き、いずれの農作物につきましても順調に収穫を終えますことを願うところであります。

第4点目は、主な工事の進捗状況についてであります。初めに、土木事業の古山第2墓地線道路改築工事は、9月8日に着工し、現在工事の準備中で、本年12月20日に完成の予定となっております。次に、水道事業のヤリキレナイ川改修支障水道管布設替工事は、9月8日に着工し、現在材料の手配中で、来年3月11日に完成の予定となっております。

第5点目は、由仁町立診療所の初期研修医の受入れについてであります。町民の皆さんへの安心、安全の医療サービスを提供している町立診療所では、近隣町への在宅医療を行うなど、広域での地域包括ケアシステムを推進するために様々な事業に取り組んでいるところであります。この取組は、業界紙にも複数回取り上げられるなど、都市部の医療機関や関係者からも注目され、高い評価を得ているところであります。このような中で、このたび札幌にあります医療法人溪仁会手稲溪仁会病院から研修医の受入れ要請がありました。今回の研修は、医師免許取得後の初期研修で、現場における地域保健、医療の実地研修が必修となっているものであります。受入れの時期は、本年11月29日から令和4年1月30日までの2か月間で、およそ1か月ずつ2名の研修医、医師ですが、研修医を受け入れるものであります。受入れ期間中は、町内に滞在し、外来診療、訪問診療など診療所が展開する医療サービスを診療所医師の指導の下に学ぶものであります。当町としましては、昭和45年、診療所の前身であります国民健康保険由仁町立病院の開設以来初めての受入れであり、将来的には医療従事者の確保につながるものと期待をしているところであります。なお、広報によりまして周知をいたしまして、町民の皆さんにもご協力をお願いしてまいります。

行政報告は、以上5点でございます。

○議長（熊林和男君） 次に、教育長から教育行政報告があります。

教育長

○教育長（田中宣行君） 令和3年第2回定例会以降の教育行政諸般について1点ご報告をいたします。

令和3年度全国学力・学習状況調査についてであります。いわゆる全国学力テストとも言われておりますこの調査は、去る5月27日に全国全ての小学校6年生と中学校3年生を対象として一斉に実施され、このほど調査結果が公表されたところであります。小学校は、国語、算数、中学校は国語、数学の各2教科を調査するほか、生活習慣や学習環境等に関して調査を行っております。その調査結果についてであります。まず北海道の平均正答率につきましては小学校では国語、算数とも全国平均を下回っており、中学校では国語は全国平均を僅かに上回っておりますが、数学は全国平均を下回っております。次に、当町の調査結果についてであります。小学校につきましては国語で4.7ポイント、算数では4.2ポイント全国平均を下回る結果となっており、中学校につきましては国語は10.6ポイント、数学は7.2ポイント、いずれも全国平均を下回っております。教育委員会といたしましては、既に各学校に対し調査結果の分析を進めるよう指示をするとともに、分析結果に基づいた実効性の高い取組を進め、学力向上に向けた改善策を講じていただくよう指導しているところであります。

以上であります。

○議長（熊林和男君） 以上で日程第4、行政報告を終わります。

◎日程第5 一般質問

○議長（熊林和男君） 日程第5、一般質問を行います。

一般質問においては、2名の議員から通告されております。

順次発言を許します。

最初の質問者、加藤君の発言を許します。

加藤君

○4番（加藤重夫君） ファミリーサポートセンターについて町長にお伺いします。

ファミリーサポートセンター事業とは、子育ての手助けが必要な方、依頼会員と子育ての手助けをしたい方、提供会員が会員になり、それをつなぐアドバイザーとの3者による子育ての相互援助活動であります。ここ数年由仁町においても子育て世帯の移住定住者が増加し、移住者にとりましては不慣れなことが多く、不安もあるかと思えます。子供の心身の健全な育成、充実した子育て環境の提供、保護者を心理面からサポートしていくことも大事なことであり、このような事業も必要であると思えますが、町長の見解をお伺いします。

○議長（熊林和男君） 町長

○町長（松村 諭君） 加藤議員のファミリーサポートセンターについてのご質問にお答えをいたします。

子育て世帯の移住者にとりまして、移住先の子供を取り巻く環境がどうなのかということは最大の関心事であり、大きな不安要素の一つであると考えております。当町の子供を取り巻く環境といたしましては、認定こども園や保育園における幼児教育、保育の提供、子育て支援センター事業やいわゆる学童保育と言われる放課後児童健全育成事業、本年4月から新たにスタートいたしました民間によります放課後等デイサービス事業所こどもねっとゆにの開所、また子育て世代包括支援センターの設置や乳幼児健診のほか、国、北海道の制度を大幅に拡充をしております乳幼児医療費助成制度、その対象を中学生まで拡大した由仁っ子医療費助成事業、中学校2年生に対する由仁っ子健診、ピロリ菌検査・除菌事業など特色のある支援も多く行っているところであります。また、子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に実施するため、由仁町子ども・子育て支援事業計画を策定しており、ご質問のファミリーサポートセンター事業につきましてもこの計画に位置づけているところであります。計画の策定に当たりましては、就学前児童のいる世帯及び小学生のいる世帯を対象にアンケート調査を実施しておりまして、ファミリーサポートセンター事業の利用を希望する方は4.8%という結果になったところであります。このアンケート調査の結果を踏まえ、計画におきましてはニーズの動向を勘案して実施を検討するところではありますが、子育てに対する町民会員同士の相互援助活動でありますことから、教育や保育活動を補完し得る活動であると認識しておりますので、預ける側の依頼会員のニーズや預かる側の提供会員の人材確保などを含め、事業の必要性や実現性などについても検討をしております。

○議長（熊林和男君） 加藤君

○4番（加藤重夫君） 平成30年から令和2年度の3年間に由仁町に転入された世帯の内訳を調べますと、単身者世帯以外の50世帯で子育て世帯であろうと思われる39歳以下の世帯が17世帯ありました。また、ファミリーサポートセンター事業について近隣の3町を調べますと、南幌町が平成24年の4月1日から、近隣では一番早く事業をされております。栗山町は、平成27年10月から開始され、栗山町は委託して行っているようでございます。長沼町は、平成28年10月から活動されております。サポート内容も各町村で内容は様々ですが、保護者の方の通院、冠婚葬祭、学校行事、そのほか外出時の預かり、学校休日等の仕事するとき、保護者のリフレッシュなどの内容でございます。由仁町もファミリーサポートセンター事業があれば、利用したいというお話もあります。サポート時間、募集等のいろいろな問題もあると思いますが、もう一度再確認して私の質問を終わりたいと思います。町長、もう一度再確認の意味で答弁をお願いしたいと思います。

○議長（熊林和男君） 町長

○町長（松村 諭君） ただいま加藤議員から再質問におきまして、南空知地域の取組状況や移住者の声についてお聞かせをいただいたところでございます。このファミリーサポ

ートセンター事業につきましては、市町村が実施主体となりましてセンターを設置し、依頼会員と提供会員をマッチングするアドバイザーを専門的に配置して運営するものであります。事業の実施に当たりましては、先ほど答弁で申し上げましたとおり預かる側の提供会員の人材確保が必要であり、その活動の対価としては依頼する会員が支払う利用料のみでボランティアとしての要素が非常に強く、この理解がなければ成り立たないものと考えております。また、サポート内容の保護者の通院や冠婚葬祭、リフレッシュなどの一時的な預かりにつきましても既に実施をしております一時保育事業で対応できるものと考えております。早朝や夜間、休日の預かりなど既存の取組の中で対応し切れない部分を補完することができる、その可能性もありますことから、子育て環境をさらに充実させることが期待できるものと考えております。しかし、専門的な資格を持たない方が預かりを行うことによる事故やトラブルも考えられますことから、安全性を確保してしっかりとした体制づくりが求められるものと考えております。いずれにしましても、依頼会員、提供会員、アドバイザーの3者が整って初めてこの事業が成り立つものでありますので、依頼する側からの必要性や提供する側からの実現性、そのほかアドバイザー配置に係る財政負担等も考慮いたしまして検討してまいりたいと考えております。

○議長（熊林和男君） 加藤君

○4番（加藤重夫君） 今後ともよりよい子育て環境を望みまして、質問を終わりたいと思います。

終わります。

○議長（熊林和男君） 次の質問者、早坂君の発言を許します。

早坂君

○3番（早坂寿博君） 私は、児童の通学路の安全性について教育長にご質問いたします。

今年6月、千葉県において下校中の児童の列にトラックが突っ込む大変痛ましい事故が発生しました。当町は、ゆにっ子見守り隊に通学路や交差点で交通安全活動を行っていただいておりますが、通学路は国道と道道が交差しており、交通車両の通行も多いため、児童生徒が安全な道路を通学路として使用しているのかを伺います。

また、スクールゾーンの標識などが適正に設置されているのか心配です。標識などが適正に設置されているのかを伺います。

さらに、中学生になると自転車で通学する生徒もいます。自転車通学時における安全性の確保について伺います。

最後に、スクールバスで通学する児童生徒の登下校時におけるバス停までの道のり及び防犯に関わる安全が確保されているのか伺います。

○議長（熊林和男君） 教育長

○教育長（田中宣行君） 早坂議員の児童の通学路の安全性についてのご質問にお答えをいたします。

まず、現在の通学路であります。中学校は平成23年10月、小学校は平成24年4月に校舎の移転に伴って新たな通学路を指定したものであります。その翌年であります平成25年には、当時全国で登下校中の児童が死傷する交通事故が相次いで発生したことから、文部科学省からの通知による交通安全対策強化が求められており、教育委員会では危険箇所の調査を行うとともに、平成27年には町、道路管理者のほか、関係機関との連携により由仁町通学路交通安全プログラムを策定し、危険箇所の点検作業を行っております。この点検において指摘された町道役場本通り線と町道由仁高校線には歩道が整備されるとともに、ご指摘にあります国道234号線と道道札幌夕張線の交差点には防護柵が、道道東三川由仁停車場線と町道南北線との交差点には横断歩道と防護柵、さらに本年10月には信号機が設置されることとなっております。また、本年7月6日には栗山警察署や小中学校、町と教育委員会が合同で通学路における緊急点検を行ったところであり、この点検において今後改善の見通しが立たないと判断した箇所につきまして早急に通学路の変更を行ったところであります。通学路につきましては、横断歩道や信号機が設置されているかなどの視点から、より安全な経路を指定しているところであり、議員ご指摘の交通量の多い国道と道道の交差点なども含め、これまでに安全対策はなされているものと認識しておりますが、今後も学校や保護者、ゆにっ子見守り隊の皆さんや地域、関係機関と連携し、児童生徒の通学路の安全確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、標識などの適正な設置についてであります。当町ではスクールゾーンの設定はしておりませんが、通学路や学校が近くにあると注意喚起する警戒標識が国道や町道に設置されているところでもあります。また、学校や保護者との相談により、警戒を促す看板を設置するなどの個別の対策を講じてきたところであり、今後も必要に応じて町と連携しながら対応してまいりたいと考えているところでもあります。

次に、自転車通学についてであります。現在小学生は2名、中学生は52名が自転車通学をしております。小中学校では、自転車に限らず、交通安全教室などを通じた交通ルールの指導のほか、マナーや正しく自転車を利用する指導を行っているところでもあります。

最後に、スクールバスで通学する児童生徒への安全確保についてであります。スクールバスの運行に関しましては3年ごとに児童生徒の乗車状況を確認し、必要に応じてルートの変更を行っているところであり、また毎年自治区や保護者の要望により可能な範囲でバス停の移動など安全、防犯対策にも配慮しているところでもあります。残念ながら当町においても過去にスクールバスを利用している児童生徒の交通事故が発生しております。事故の原因は様々ですが、児童生徒の安全を確保するために、第一に交通ルールを守ることが学校と家庭で協力しながら指導していくことが重要であると考えております。当町の子供たちが交通ルールを遵守できるよう、学校や家庭と連携しながら今後も交通安全教室などを通じて児童生徒への指導に努めてまいります。

以上です。

○議長（熊林和男君） 早坂君

○3番（早坂寿博君） 今教育長の答弁もあったのですが、由仁町は通学路の安全確保に

向け、今言われたように由仁町通学路交通安全プログラムを策定しております。関係機関が児童生徒が安全に通学できるよう通学路の点検を年に1回実施していますが、今まで、そして今年度においてどのような結果が出されているのか、どのような対策が取られているのかお伺いします。

これに関しましては、私この一般質問をしようと思ってから町内を車で走っているうちに、道路に通学路を示す標識が数か所はあるのですけれども、中にはきっと除雪の関係だと思うのですけれども、その通学路の標識が普通は真っすぐ立っているものが3本ほど斜めに倒れる寸前まではいかないのですけれども、そういう傾向を見ますと年に1回ずつ点検している中で通学路も大事なのですけれども、そういう標識の改善も必要ではないかと思ひまして、こういう意見を出しております。国道沿いにも交差点に1つと、あと中学校の前に通学路と示された標識が1つ、2つしかないとは私は認識しております。できれば、スクールゾーンという形の中で交通車両が国道を通ったらすぐに分かるような大きな標識、または道路上にスクールゾーンですよという標識があれば、自動車の運転手も少しは気を引き締めてスピードダウンで走行してくれるのかな、また児童の安全を凶ってくれるのかなと思ひますが、そのところもう一度ご答弁のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（熊林和男君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時17分

再開 午前10時19分

○議長（熊林和男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

教育長

○教育長（田中宣行君） 早坂議員の再質問にお答えをいたします。

今警戒標識や何かの曲がっているとかというようなお話もありましたけれども、今後に向けて道路管理者の管理の下にあるものですから、その事実を早いうちに確認してきちんと安全対策講じられるよう努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（熊林和男君） 早坂君

○3番（早坂寿博君） 先ほどの由仁町交通安全プログラムの関係機関として、岩見沢の道路事務所、また札幌建設管理部の長沼出張所、栗山警察署、由仁町安全協会、由仁町シルバー交通安全クラブ、小中学校PTA、町におきましては総務課、建設水道課、住民課、あと由仁町教育委員会が関係機関として入っているわけですが、今言われたように道路標識はきっと建設水道課のほうになると思うのですけれども、そんなに標識看板多くは立っていないと思うので、もう一度確認をしていただけて取り進めていただきたいと思ひます。

それと、年に1回通学路の確認をしているわけですが、その中で意見として通学路の変更だとか、通学時間帯の速度厳守だとか、ガードレールの設置などという考えのご意見は

あったのかなかったのか、改めてもう一度ご質問いたします。

○議長（熊林和男君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時22分

再開 午前10時23分

○議長（熊林和男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

教育長

○教育長（田中宣行君） 再度のお尋ねでありますけれども、通学路の変更につきましては先ほども言っていますけれども、1か所あります。それと、横断歩道については1か所ありました。それと、10区の経路につきまして10月に信号を設置するというところで協議はされております。

○議長（熊林和男君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時24分

再開 午前10時24分

○議長（熊林和男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

教育長、ガードレールの件についてはよろしいですか。

教育長

○教育長（田中宣行君） ガードレールについては、今年度はありませんでした。

○議長（熊林和男君） 早坂君

○3番（早坂寿博君） 分かりました。先ほど教育長の答弁の中に通学路における交通事故、私も岩内に住んでおりますけれども、地元岩内でも2つほどの交通事故を確認しております。1名の方は、小学校低学年の男の子で、もう一名の方もあのときはきっと小学校の女の子だったと思います。いずれにせよ、小さい子供というのは、普通親が迎えに来ていると、どうしても親の顔を見ると周りを気にせず飛び出してしまうような考えを持っていますので、できれば乗車口のほうで両親が待っていてくれれば、スクールバスの後ろをいきなり飛び出すようなことはないと思いますので、その点も徹底してPTA等にも連絡していただければいいかなと思います。

また、自転車通におきましても、私も自分のことなのですが、小学校2年生のときに自転車通学してまして、あの頃岩内道路は砂利道だったので、運転操作を間違えまして道路側溝に落ちて私も腕を折る事故を起こしております。今は、どこの道も全部舗装になって道路上は安全なのですが、自転車通学、慣れが一番危ないと思います。その点も生徒に徹底して教育するよう、よろしく願いいたします。

また、最後ですけれども、9月、10月になりますといつも道路脇のほうに変質者注意の看板がこの頃立つようになっていてのを見ております。6時半過ぎに私の家の前を最終の通学バスが通過していきます。今の時間帯6時半というと大分夜も暗くなり、それからバス停から我がうちまで帰るのに遠い方でいえば1キロちょっと歩く方もおられるし、そういう状態もありますので、その辺の防犯に対する指導も徹底して行っていただければよいかと思っております。

私の質問は、これで終わります。ありがとうございました。

○議長（熊林和男君） 以上で日程第5、一般質問を終わります。
暫時休憩いたします。

休憩 午前10時27分

再開 午前10時40分

○議長（熊林和男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎日程第6 認定第1号及び日程第7 認定第2号

○議長（熊林和男君） お諮りいたします。

日程第6、認定第1号 令和2年度由仁町各会計歳入歳出決算の認定について及び日程第7、認定第2号 令和2年度由仁町水道事業会計決算の認定については、会議規則第37条の規定により一括議題として審議したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、一括議題とすることに決定をいたしました。

日程第6、認定第1号及び日程第7、認定第2号を一括議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） ただいま一括上程されました認定第1号 令和2年度由仁町各会計歳入歳出決算の認定について、認定第2号 令和2年度由仁町水道事業会計決算の認定について、提案の理由を申し上げます。

認定第1号につきましては地方自治法第233条第3項及び第5項の規定により、また認定第2号につきましては地方公営企業法第30条第4項及び第6項の規定により、監査委員の審査を終えましたので、その意見及び関係書類を添えて提案した次第であります。

内容につきましては、副町長に説明をさせます。

○議長（熊林和男君） 副町長

○副町長（田中利行君）

「記載省略」

○議長（熊林和男君） ただいま町長から提案理由の説明がありましたが、決算監査の結果につきましては監査委員から町長に対して決算審査意見書が提出されております。

監査委員から補充説明があれば発言願います。

監査委員、吉田君

○代表監査委員（吉田弘幸君） 特にございませぬ。

○議長（熊林和男君） 以上で提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入りますが、質疑につきましては決算に対する大綱に限定して質疑を行いますので、ご了承願います。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。認定第1号及び認定第2号の取扱いについては、決算審査特別委員会を設置し、その構成は議長及び議会選出の監査委員を除く8名とし、これに付託することにしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、8名による決算審査特別委員会を設置し、これに付託し、会期中の審査とすることに決定をいたしました。

お諮りいたします。ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の指名については、由仁町議会委員会条例第7条第4項の規定により、議長において指名をいたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、委員の指名は議長において行いますので、その結果を事務局長から発表させます。

○事務局長（河合高弘君） 発表いたします。

議席順に申し上げます。1番、大島敏弘議員、2番、羽賀直文議員、3番、早坂寿博議員、5番、浮田孝雄議員、6番、佐藤英司議員、7番、平中利昌議員、8番、大竹登議員、9番、後藤篤人議員。

以上でございます。

○議長（熊林和男君） ただいまの指名についてご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました8名の議員を決算審査特別委員会の委員に決定いたしました。

休憩をいたしますので、休憩中に特別委員会の委員長及び副委員長を選出し、議長まで報告願います。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時51分

再開 午前10時57分

○議長（熊林和男君） 休憩を閉じ、前段に引き続き会議を再開いたします。

決算審査特別委員会の委員長及び副委員長が決定しましたので、報告いたします。

委員長に羽賀君、副委員長に大竹君であります。

決算審査特別委員会は、付託になった認定第1号及び認定第2号について会期中に審査を終え、本定例会に報告願います。

◎日程第8 議案第1号

○議長（熊林和男君） 日程第8、議案第1号 由仁町企業立地促進条例の制定についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第1号 由仁町企業立地促進条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、町内に工業等施設の取得などを行う企業に対してその立地を促進し、産業振興と雇用の促進に資することを目的に本条例を制定しようとするものであります。

内容につきましては、地域活性課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 地域活性課長

○地域活性課長（菊地和夫君） 議案第1号 由仁町企業立地促進条例の制定について内容の説明を申し上げます。

条例の内容説明の前に、このたびの制定の経緯について申し上げます。これまで当町におきます企業立地の支援策といたしましては、旧由仁町企業立地促進条例において町内に工業等施設を増設、新設する企業に対して固定資産税の減免と水道使用料金における基本使用料の超過した分の5割相当額を超えない範囲で助成する措置をそれぞれ5年間することとしていました。支援策のうち、超過分水道使用料金の助成は町単独の施策であります。固定資産税の免除については過疎地域自立促進特別措置法、この後旧過疎法と申し上げますが、この法律により対象となる業種の定めの下に税収の減収補填を受けることが可能となっていたところでありました。旧過疎法は、時限立法で令和3年3月31日をもって失効となっており、法の期限と有効期限を合わせていました当町の旧促進条例も同日付で失効しております。令和3年4月1日からは、新過疎法となります。過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が施行され、この新過疎法においても税収の減収補填措置については引き継がれたところでありました。これらを背景に当町においても企業立地促進の支援策を改めて検討し、旧促進条例をベースとしつつ固定資産税の減免、水道料金及び農業集落排水施設使用料に係る助成を行うこととする新条例を制定し、企業立地の促進を図ろうとするものであります。農業集落排水施設料の減免につきましては、旧促進条例ではございませんでしたが、このたびの新条例で新たに加えた支援策となります。

それでは、議案書の1ページの条例案についてご説明を申し上げます。第1条は、条例設置の目的規定であります。

第2条は、この条例で対象とする工業等施設の用語の規定であります。

第3条は、指定事業者について対象となる事業者の指定要件の規定であります。

第4条から第6条につきましては、それぞれ課税免除に係る固定資産税の免除、免除額及び免除の期間についての規定であります。第6条の課税免除期間において、法律で規定されている減収補填措置の適用期間は3年ですが、町の独自支援の期間として2年間を延長し、免除期間を5年間としようとするものであります。

7条は、工業等施設において事業用水道料金及び農業集落排水施設使用料について基本料金を超過した分につき5割相当額を超えない範囲で助成する規定であります。これも前条に合わせて助成の期間を5年間とする旨のほか、敷地買収等について町が援助、協力を行うものとする旨の規定であります。これらの助成措置は、町独自の支援策となります。

第8条は、課税免除、助成のための申請についてであります。

第9条は、指定事業者に変更が生じた場合の事業承継に関する規定であります。

第10条は、指定事業者が指定要件を欠いた場合の取消しについての規定であります。

第11条は、規則への委任規定であります。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行することと条例の有効期間を法律の適用期間に合わせ、令和6年3月31日までとすることと、あわせて令和6年3月31日までに指定事業者指定された者についてはなおその効力を有することを規定しており

ます。

以上で内容の説明を終わります。

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第1号 由仁町企業立地促進条例の制定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第2号

○議長（熊林和男君） 日程第9、議案第2号 由仁町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第2号 由仁町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、デジタル庁設置法等の施行により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法が改正されたことに伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。

内容につきましては、総務課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 総務課長

○総務課長（野島 健君） 議案第2号 由仁町個人情報保護条例の一部を改正する条例

の制定について内容の説明をいたします。

このたびの改正は、デジタル庁設置法及びデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により、情報提供ネットワークシステムの所管が総務省からデジタル庁に移り、そのデジタル庁の責任者が内閣総理大臣であることなどから、保有する個人情報に訂正した場合における通知先の変更と引用する法律の規定に条項ずれが生じることから、必要な改正を行うものであります。

説明は新旧対照表で行いますので、議案第2号資料を御覧ください。右欄が現行の条例、左欄が改正案となっております。第26条は、訂正請求に対する決定の通知の規定で、デジタル庁の設置により第3項の総務大臣を内閣総理大臣に改め、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正により新たに号が加えられたことに伴い、当該法律を規定しております引用条項にずれが生じたため、第19条第7号を第19条第8号に、同条第8号を同条第9号に改めようとするものであります。

附則であります。この条例は、公布の日から施行し、改正後の由仁町個人情報保護条例の規定は、デジタル庁が発足した令和3年9月1日から適用しようとするものであります。

以上で内容の説明を終わります。

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第2号 由仁町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第3号

○議長（熊林和男君） 日程第10、議案第3号 由仁町税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第3号 由仁町税条例等の一部を改正する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、条例の一部を改正しようとするものでありますが、併せて税条例全体の見直しを行い、目次の追加や条番号の改正等によって事務の効率化を図ろうとするものであります。

内容につきましては、住民課長に説明をさせますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 住民課長

○住民課長（中島 哲君） 議案第3号 由仁町税条例等の一部を改正する条例の制定について内容の説明をいたします。

このたびの改正は、地方税法等の改正に伴って必要となる改正を行うとともに、税条例全体の見直しを行ったものであります。

税条例の見直しを行った理由であります。地方税法等が改正され、市町村の税条例を改正する必要が生じますと改正法案の情報とともに標準的な条例の例が国から示されることになっております。私どもは、これらの情報を基に当町に合わせた内容へと改正を行いますが、現在の税条例には目次がなく、また条番号がこの条例の例とは異なっているため、附則を含めると全体で140以上で構成されている条例の改正箇所や引用箇所を特定する作業が煩雑となっておりました。それを解消し、事務の効率化を図るため、今回条番号の変更を主とした税条例全体の見直しを行ったものであります。

初めに、税条例の見直しについて説明をします。議案第3号資料1を御覧ください。税条例全体の見直しは、第1条関係であります。一番右の欄、内容に記載してありますのが主な見直し内容で、具体的には先ほども申しましたとおり目次の追加、条例例に合わせた条番号の変更及び変更に伴う引用条項の整理、そのほかに読点の位置の見直しや常用漢字の見直し、同じ条例内で用いられている異なる表現の統一などの文言整理であります。

なお、見直しに伴う改正につきましては、改正箇所が多いため、この後内容に変更がない部分は省略して説明をさせていただきます。これ以降の説明は、新旧対照表で行いますが、ただいま御覧いただいている資料1に改正内容を記載しておりますので、併せて御覧ください。

それでは、議案第3号資料2の6ページを御覧ください。右欄が現行の条例、左欄が改正案であります。従来の第23条第2項を第3項とし、外国法人に対する事務所または事業所の定義を新たに第2項として加えるものであります。こちらにつきましては、現在町内には該当する外国法人が存在しておりませんが、今後を踏まえ、あらかじめ規定をするものであります。

続きまして、38ページをお開きください。第54条に第8項を追加する改正で、内容は家屋の所有者以外が家屋に附帯設備を取り付けた場合、所有者ではなく使用者に家屋以外の資産として課税するものであります。こちらも現在町内に実例は存在しておりませんが、あらかじめ規定をするものであります。

続きまして、66ページをお開きください。現行条例の第122条の2を削除するものでありますが、こちらはあらかじめ議決を得て特別土地保有税を非課税としておりました由仁町土地開発公社に関する規定を既に公社が閉鎖されていることから削除するものであります。

次に、107ページをお開きください。第2条関係の改正であります。第2条関係は、昨年の第2回定例会において議決をいただいた一部改正条例のうち、施行されていない部分の引用条項番号を第1条の改正に伴い改めるものであります。

続いて、110ページをお開きください。第3条関係であります。第94条第3項の改正は、町たばこ税の課税標準における加熱式たばこの紙巻きたばこへの本数換算方法の規定で、法律の改正に合わせて乗じる率を改正するものであります。同項第3号の改正は、町たばこ税の税率を規定する法が変更されたことに伴う改正であります。

次のページをお開きください。第95条は、町たばこ税の税率の改正で、1,000本につき6,122円であったものを6,552円とするものであります。

続いて、第4条関係であります。第34条の7第1項の改正は、特定公益増進法人等に対する寄附金の範囲の見直しで、出資にすることが明らかなものを寄附金控除の対象から除外するものであります。

113ページをお開きください。附則第6条の改正であります。医療費控除の特例として、平成30年度から実施されておりますセルフメディケーション税制の期限を令和9年度へと5年間延長するものであります。

次に、第5条関係であります。先ほどの第3条関係同様、次のページにわたりまして第94条第3項に規定する加熱式たばこの換算方法を改正するものであります。

116ページをお開きください。第6条関係であります。第24条第2項は、均等割の非課税限度額算出における国外居住扶養親族の範囲を16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限定するものであります。

第36条の3の3は、公的年金等受給者の扶養親族申告書に関する改正で、申告書の提出要件となる国外居住扶養親族を年齢16歳未満の者とするものであります。

次のページをお開きください。附則第5条の改正であります。こちらは所得割の非課税に関する規定で、均等割同様、国外居住扶養親族の範囲を16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限定するものであります。

最後に、附則であります。第1条は、施行期日で、この条例は、公布の日から施行しようとするものでありますが、第3条のたばこ税に関する改正は本年10月1日から、第4条の寄附金範囲の見直し及びセルフメディケーション税制の延長は令和4年1月1日から、第5条のたばこ税に関する見直しは令和4年10月1日から、第6条の国外居住扶養親族に関する改正は令和6年1月1日から施行しようとするものであります。

次のページをお開きください。第2条は、町たばこ税に関する経過措置で、改正条例の施行日前の課税については従前の例によるものとなります。

第3条は、町たばこ税の手持品課税に関する経過措置で、条例の施行日である令和3年10月1日前に出荷された製造たばこに対し、所持する小売販売事業者等に対して税率の引上げ相当分を課税するものとなります。

以上で説明を終わります。

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第3号 由仁町税条例等の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第4号

○議長（熊林和男君） 日程第11、議案第4号 由仁町過疎地域持続的発展市町村計画の策定についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第4号 由仁町過疎地域持続的発展市町村計画の策定について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が本年4月1日に施行され、これに伴う前期5年間の計画を策定しましたので、同法第8条第1項の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものとなります。

内容につきましては、地域活性課長に説明させていただきますので、ご審議くださいますようお願い

いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 地域活性課長

○地域活性課長（菊地和夫君） 議案第4号 由仁町過疎地域持続的発展市町村計画の策定について内容の説明をいたします。

計画書の内容の説明の前に、これまでの経緯についてご説明いたします。昭和45年に初の過疎法であります過疎地域対策緊急措置法が10年間の時限立法として制定されて以来、これまで第四次にわたるいわゆる過疎法が制定され、過疎地域に対する各種の対策が講じられてきましたが、第四次の旧過疎法であります過疎地域自立促進特別措置法が令和3年3月31日に失効し、新たに第五次となる新過疎法となります。過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が令和3年4月1日から10年間の時限立法として施行されたところであります。由仁町といたしましても引き続き過疎地域の要件を満たし、過疎地域指定団体となりましたので、法の下に令和3年度から令和7年度までの5年間を計画期間とする新たな過疎計画を策定しようとするものであります。法の区分が前期と後期に区分されていることから、今回の由仁町の計画期間も前期分の5年間としているところであります。なお、過疎対策事業債、以降過疎債と申し上げますが、過疎債の財政上の特別措置を活用する場合はこの計画を策定することが条件ということになっているものであります。過疎地域の要件であります、その指定にあつては人口要件及び財政力指数で判定されることとなります。人口要件については、昭和50年から平成27年までの40年間において国勢調査人口の減少率が28%以上、財政力要件については平成29年度から令和3年度の3年間の平均財政力指数が0.51以下ということになっております。由仁町は、人口要件で44.1%の減少率、財政力指数で0.22、この2件の要件を満たしていることから、過疎地域として特別措置の適用を受けることが可能となったところであります。新過疎計画の策定の基本的な考え方ですが、過疎地域における持続可能な地域社会の形成と地域資源を生かした地域活力のさらなる向上とされており、それを実現するための取組を定めているところでございます。また、この計画では、他の地域振興に関する各種計画と調和や融合するよう定められていることから、第六次の由仁町総合計画を基本として北海道の方針や由仁町の公共管理計画などと整合性を図るよう作成しているところであります。計画策定によります実効的なメリットといたしましては、国の補助金を受ける際の補助金のかさ上げ、進出企業などに対して地方税を課税した場合の際の交付税による減収補填措置などがございますが、先ほども少し申し上げましたが、一番は交付税算入率が70%ある大変有利な起債であります過疎債を借りることができることが大きなメリットとなっております。この計画を策定して計画に事業を登載しておかなければ、過疎債を借りることができません。したがって、計画に登載している事業については、現時点で実施する可能性のある事業についても幅広く登載しているということでございますので、ご理解をお願いいたします。

それでは、別冊の由仁町過疎地域持続的発展市町村計画を御覧ください。計画書は、ボリュームもありまして大冊となっておりますので、要点を説明させていただきたいと思

ます。1枚めくっていただき、目次を御覧ください。3枚にわたって目次がございます。本計画の各項目につきましては、1の基本的事項から次のページの13、その他地域の持続的発展に関して必要な事項としておりまして、これは総務省から示されています作成例に基づいたものとなっております。

まず、1ページから11ページになりますが、ここでは大項目の1番目、基本的な事項についてですが、由仁町の人口推移や行財政の状況などを記載しているほか、基本方針や基本目標などを記載しているところでございます。

計画書の10ページ、4、地域の持続的発展の基本方針です。要約して申し上げますが、本計画の基本方針としては本町の地域振興の長期的な計画であります第六次由仁町総合計画を基本として各種関連計画との整合性を図りながら、町の将来像であります小さくてもきらりと輝く町を目指していくこととし、地場産業の育成、魅力ある質の高い雇用の場の確保、移住、定住を促進するための条件整備、町内外に向けた町のPRなど、本町の恵まれた地域環境を最大限に活用したまちづくりを推進することを基本方針としております。

11ページの5、地域の持続的発展のための基本目標を御覧ください。こちらは、計画の実効性を向上させる観点から、新過疎法において新たに追加された項目となり、過疎地域の条件が人口減少率を基本としていることから、人口目標の設定が必要とされたところであります。目標値といたしましては、由仁町人口ビジョンにおける人口の将来展望の数値を目標値にしており、本計画の着実な推進により人口減少の緩和を目指していくこととしております。

その下にあります6、計画の達成状況の評価に関する事項ですが、こちらも計画の実効性を向上させる観点から、新たに追加された項目となり、計画の達成状況の評価を実施することが必要とされたところでございます。ここでは、外部有識者の参画による効果検証ということで、由仁町まちづくり協議会において効果検証を行っていただくことを想定しており、必要に応じて計画の見直しを行っていくものとしております。

12ページと13ページになります。ここからは、地域の持続的発展のために実施すべき施策として設定されている分野となります。大項目2から13までの各分野が設定されていますが、それぞれにおきましてその分野についての本町における1として現状と問題点、2としてその対策、3として計画、これらを記載しております。計画には、今後5年間において実施する、または可能性のある事業を登載し、過疎債をはじめとする財政上の特別措置を活用しながら事業を展開していくものとしております。

初めは、12ページと13ページになりますが、2の移住、定住、地域間交流の促進、人材育成です。移住、定住については、若者世代を対象とした移住、定住に向けた支援や由仁町を積極的にPRする取組、地域間交流については北海道ボールパーク構想による事業連携など、多様な分野における地域間交流を推進し、交流人口の拡大を図っていくこととしております。事業計画といたしましては、今年度から新規で実施しております由仁町若者新生活支援事業をはじめとする移住、定住関連事業を計画に登載しています。13ページの事業計画の表の事業名の欄に(4)、過疎地域持続的発展特別事業と記載してございますが、これはこの後にも出てくる全ての分野でも共通している名称となります。これ

は、いわゆるソフト事業分でありまして、この事業の名称に記載されている各事業内容は全てソフト事業ということになります。

14ページから20ページにかかります。3の産業の振興です。ここでは、農業、商工業、観光の分野における地域経済の活性化に向けた取組について記載をしております。17ページから19ページにかけての事業計画では、基盤整備や企業誘致の推進、商工振興事業などを計画に登載しております。また、ソフト事業として商工会共通商品券拡販推進事業、夏まつり等支援事業などを登載しております。20ページを御覧ください。産業振興促進事項とありますが、こちらにつきましては今回の法改正に伴いまして新たに追加が必要となった項目であります。先ほどの議案第1号 由仁町企業立地促進条例で説明いたしました関連となります。新過疎法に基づく特別措置であります地方税の課税免除等に伴う減収補填措置を活用するためには、過疎計画において対象区域や対象業種などを記載することで適用が可能とされたことから、本町においても適用を受けるために記載したものであります。

21ページを御覧ください。4、地域における情報化です。ここでは、地域の情報格差の是正を図るほか、情報発信の強化など必要な行政の情報化を進め、住民サービスの向上を図ることとし、22ページの事業計画では昨年度整備が決まり、今年度完了を予定しております光ファイバー整備事業を継続して計画に登載していますほか、情報発信強化事業としてホームページの更新事業などを登載しております。

23ページから26ページにかけてになります。5、交通施設の整備、交通手段の確保です。25ページの事業計画では、市町村道の道路整備に伴いまして各路線の改築、改良、舗装を登載しております。また、橋梁の長寿命化を推進するとともに、老朽化が進む除雪機の整備も登載しております。公共交通では、町内での移動手段を確保するためデマンドタクシー事業を継続して登載しているほか、地域間での移動手段を確保する地域間交通路線確保事業についても検討しているところでございます。

27ページから31ページになります。6、生活環境の整備です。30ページと31ページの事業計画では、上下水道、環境衛生、消防、住宅など施設の整備や老朽化に伴う計画的な更新や改修などについて記載しており、主に各関連施設の整備事業について計画に登載をしております。

32ページから39ページにわたる部分になりますが、7としての子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進です。36ページから39ページにかけての事業計画では、高齢者福祉、児童福祉、障害者福祉、地域福祉、保健衛生に関する記載をしております。計画は、主にソフト事業でございまして、医療費や予防接種費用など各種助成事業のほか、福祉バスの運行やげんきチケット事業などについて登載しております。

40ページと41ページになります。8、医療の確保です。ここでは、町立診療所における医療サービスや在宅医療の充実を図ることとしております。事業計画では、診療所設備改修事業や医療機器整備事業などを計画に登載しています。

42ページから44ページになります。9、教育の振興です。ここでは、学校教育、社会教育、スポーツに関することを記載しております。スクールバスの計画的更新や老朽化

が進む各施設については適正な維持、改修による長寿命化を図ることとしており、44ページにおきます事業計画ではスクールバス更新事業や学校、プール、文化交流館の改修事業などを登載しております。

45ページから47ページになります。10、集落の整備です。ここでは、地域集落への支援や地域が主体となるまちづくりの推進など地域集落の維持、活性化を図る取組の推進について記載しており、46ページと47ページの事業計画では関連事業を登載しております。

48ページと49ページになります。11、地域文化の振興等です。48ページの事業計画では、文化交流館実行委員会への活動支援事業をソフト事業として登載しております。

50ページを御覧ください。12、再生可能エネルギーの利用の促進です。ここでは、再生可能エネルギーに関する取組や支援など、環境に優しいまちづくりを推進していくこととして自然エネルギーに関する記載をしております。具体的な事業を創出した時点で事業を加えようとするものであります。

51ページと52ページ、最後の分野となります。13、その他地域の持続的発展に関し必要な事項というところです。ここでは、行政への住民参加として地域担当職員の積極的な活用や若者や女性の行政組織等への登用による活発なまちづくりの推進などについてです。この項目も具体的な事業を創出した時点で事業を加えようとするものであります。

53ページ以降は、これまで登載した事業のうちソフト事業分を再掲したものでございます。

計画の内容は以上となります。

なお、この計画につきましては、法に基づいて北海道と事前協議を行っていたところでございますが、今年9月3日付でこの計画について異議がない旨の回答があったところでございます。

以上で内容の説明を終わります。

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第4号 由仁町過疎地域持続的発展市町村計画の策定については、原案のとおり決

することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
暫時休憩いたします。

休憩 午前 11時40分

再開 午後 1時30分

○議長(熊林和男君) 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎日程第12 議案第5号

○議長(熊林和男君) 日程第12、議案第5号 令和3年度由仁町一般会計補正予算についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長(松村 諭君) 議案第5号 令和3年度由仁町一般会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、歳出では減債基金積立金の追加や新型コロナウイルスワクチン接種事業費及び新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業費の増額、由仁町立診療所特別会計繰出金の減額などで、歳入では地方交付税や国庫支出金の増額、繰越金の計上などが主なものであります。

内容につきましては、副町長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(熊林和男君) 副町長

○副町長(田中利行君)

「記載省略」

○議長(熊林和男君) これから質疑を行います。質疑はありますか。

大竹君

○8番(大竹 登君) 私のほうから1点だけ、15ページの北海道市町村備荒資金組合納付金1億円とありますけれども、それによって由仁町の備荒資金の積立総額の内容がど

うなっているかご説明をお願いします。

○議長（熊林和男君） 副町長

○副町長（田中利行君） このたび今1億円ですけれども、この前に2年度末で備荒資金組合に9,710万5,000円ありましたので、備荒資金の普通納付金の合計といたしましては1億9,710万5,000円がこの予算後の金額になります。

○議長（熊林和男君） そのほかありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第5号 令和3年度由仁町一般会計補正予算については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第6号

○議長（熊林和男君） 日程第13、議案第6号 令和3年度由仁町国民健康保険事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第6号 令和3年度由仁町国民健康保険事業特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、歳出では北海道への交付金返還金の追加で、歳入では繰越金の計上及び財政調整基金繰入金を減額するものであります。

内容につきましては、住民課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

- 議長（熊林和男君） 住民課長
- 住民課長（中島 哲君）

「記載省略」

- 議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第6号 令和3年度由仁町国民健康保険事業特別会計補正予算については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第7号

- 議長（熊林和男君） 日程第14、議案第7号 令和3年度由仁町農業集落排水事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

- 町長（松村 諭君） 議案第7号 令和3年度由仁町農業集落排水事業特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業費を計上するものであり、その財源を一般会計から繰り入れるものであります。

内容につきましては、建設水道課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願い

いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 建設水道課長

○建設水道課長（岩花 司君）

「記載省略」

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第7号 令和3年度由仁町農業集落排水事業特別会計補正予算については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第8号

○議長（熊林和男君） 日程第15、議案第8号 令和3年度由仁町介護保険事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第8号 令和3年度由仁町介護保険事業特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、歳出では保険給付費の増額及び介護給付費準備基金積立金や令和2年度の介護給付費、地域支援事業に係る返還金の計上などで、歳入では介護保険事業費補

助金、繰越金の計上及び準備基金繰入金の減額などが主なものであります。

内容につきましては、保健福祉課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 保健福祉課長

○保健福祉課長（中道康彦君）

「記載省略」

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第8号 令和3年度由仁町介護保険事業特別会計補正予算については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第9号

○議長（熊林和男君） 日程第16、議案第9号 令和3年度由仁町水道事業会計補正予算についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第9号 令和3年度由仁町水道事業会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、議案第7号と同様の理由により、その財源を一般会計から繰り入れるものであります。

内容につきましては、建設水道課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

- 議長（熊林和男君） 建設水道課長
- 建設水道課長（岩花 司君）

「記載省略」

- 議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

- 議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第9号 令和3年度由仁町水道事業会計補正予算については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第10号

- 議長（熊林和男君） 日程第17、議案第10号 令和3年度国民健康保険由仁町立診療所特別会計補正予算についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

- 町長（松村 諭君） 議案第10号 令和3年度国民健康保険由仁町立診療所特別会計

補正予算について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、歳出では医師の任用形態変更による人件費の整理及び研修医受入れのための住宅改修工事費の計上、病理検査手数料の増額などで、歳入では新型コロナウイルスワクチン接種に係る検査収入の増額、前年度繰越金の計上及び一般会計繰入金金の減額などが主なものであります。

内容につきましては、診療所事務長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 診療所事務長

○町立診療所事務長（安達 智君）

「記載省略」

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第10号 令和3年度国民健康保険由仁町立診療所特別会計補正予算については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第11号

○議長（熊林和男君） 日程第18、議案第11号 令和3年度由仁町介護老人保健施設事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第11号 令和3年度由仁町介護老人保健施設事業特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、歳出では施設管理に係る共通経費負担金の追加で、歳入では前年度繰越金の計上及び一般会計繰入金を減額するものであります。

内容につきましては、診療所事務長に説明させていただきますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 診療所事務長

○町立診療所事務長（安達 智君）

「記載省略」

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第11号 令和3年度由仁町介護老人保健施設事業特別会計補正予算については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第19 議案第12号

○議長（熊林和男君） 日程第19、議案第12号 道央廃棄物処理組合の共同処理する

事務及び規約の一部変更についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第12号 道央廃棄物処理組合の共同処理する事務及び規約の一部変更について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、組合において最終処分場の建設を検討するに当たり、規約の変更について協議するため、議会の議決を得ようとするものであります。

内容につきましては、住民課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 住民課長

○住民課長（中島 哲君） 議案第12号 道央廃棄物処理組合の共同処理する事務及び規約の一部変更について内容の説明を申し上げます。

このたびの共同処理する事務及び規約の変更は、現在廃棄物焼却施設の建設を行っております道央廃棄物処理組合におきまして今後焼却灰の埋立てなどを行う最終処分場の整備について検討するため、必要な規約の変更を行うものであります。

改正部分は新旧対照表で説明しますので、議案第12号資料を御覧ください。右欄が現行の規約、左欄が改正案であります。第3条の改正は、組合が共同処理する事務に最終処分場の設置、管理及び運営を追加するものであります。

続いて、別表の改正であります。別表では、これまで同じ項で規定しておりました基本計画の策定と焼却施設建設地の選定を2つに分け、焼却施設建設地の選定に最終処分場建設地の選定を加えております。負担割合の変更はありません。

次のページにかけての備考2の変更は、文言の整理と経費の明確化であります。

2ページを御覧ください。備考4及び備考5の変更は、項の入替えであり、負担割合の変更はありません。

最後に、附則であります。第1項は、施行期日で、規約の施行日を北海道知事の許可の日とするものであります。

第2項は、経過措置で、現に関係市町が設置しております最終処分場につきましては今後も当該最終処分場を設置した市町が事務を行うことを規定したものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第12号 道央廃棄物処理組合の共同処理する事務及び規約の一部変更については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎延会の議決

○議長(熊林和男君) お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、明日9月14日から9月16日まで休会とし、9月17日に本会議を開くこととし、本日はこれで延会をいたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会とすることに決定をいたしました。

◎延会の宣告

○議長(熊林和男君) 皆さんに連絡をいたします。

9月17日の開議時間は午前9時30分からといたしますので、時間までにご参集願います。

ご苦労さまでした。

◎延会 午後 2時25分

上記会議の次第は書記をして記載せしめたものであるが、その内容が正確なることを証するため、ここに署名する。

議長 熊 林 和 男

5 番議員 浮 田 孝 雄

6 番議員 佐 藤 英 司